

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たる翌日は、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

自衛官の募集  
保安林の指定の解除(二件)

解除予定の保安林(二件)

基本測量の実施

道路の区域の決定

道路の供用の開始

土地区画整理事業の終了の認可(三件)

土地区画整理組合の解散の認可(二件)

### ◇ 教 委 告 示

### ◇ 公 告

教育委員会の招集  
行政書士試験の実施  
火薬類取扱保安責任者試験の実施

## 告 示

鳥取県告示第七百七十九号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十年第三次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 一 募集期間

昭和五十年十月一日から昭和五十年十二月三十一日まで

### 二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

#### (一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定

する休日

### 三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

### 四 その他

#### (一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第七百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字俵原字菅原貳二九一の五(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止

- 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町長田字王平一〇五二の七四

- 二 保安林として指定された目的

干害の防備

- 三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第七百八十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字虫谷下奥一一二四、字虫谷下口一一二五の一、

一一二五の二、一一二七、一一三二の二、一一三四(以上六筆について、

次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福兼字未鎌河原平三二五の一、三二五の四、大内字松ヶ瀧九五六の一、九五七の一(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、九五六の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)
- 二 作業期間 昭和五十年九月二十五日から昭和五十年十月九日まで
- 三 作業地域 江府町

鳥取県告示第七百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年九月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	秋里宮下線	鳥取市興南町一番の先から同市吉方一三番の二の先まで	一〇・五 〜四三・〇	八八九

鳥取県告示第七百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年九月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	秋里宮下線	鳥取市興南町二一番の先から同市吉方一三番の二の先まで	昭和五十年九月十日

鳥取県告示第七百八十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定に基づき、米子市三柳団地土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称  
鳥取県住宅供給公社
- 二 事業施行期間  
昭和四十年二月二十三日から昭和四十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
米子市両三柳字三保向ヒの一部
- 四 土地区画整理事業の名称

米子市三柳団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十年一月三十日

六 終了認可の年月日

昭和五十年九月二日

鳥取県告示第七百八十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定に基づき、米子市上粟島団地土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称  
鳥取県住宅供給公社
- 二 事業施行期間  
昭和四十四年六月十七日から昭和四十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
米子市彦名町字富士見山、字新堀頭、字角盤通二及び字角盤通の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称  
米子市上粟島団地土地区画整理事業
- 五 施行認可の年月日

昭和四十四年六月十三日  
六 終了認可の年月日

昭和五十年九月二日

鳥取県告示第七百八十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定に基づき、米子市上福原団地土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十四年五月三十日から昭和四十五年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市上福原字北浜沖開及び字北浜新田四の各一部

四 土地区画整理事業の名称

米子市上福原団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十四年五月二十九日

六 終了認可の年月日

昭和五十年九月二日

鳥取県告示第七百九十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定に基づき、米子市三柳第二土地区画整理組合の解散を認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

米子市三柳第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和四十五年八月四日から昭和四十七年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市両三柳字六十間中通及び字六十間市庵道西の各一部

四 土地区画整理事業の名称

米子市三柳第二土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十五年八月四日

六 終了認可の年月日

昭和五十年九月二日

鳥取県告示第七百九十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎土地区画整理組合の解散を認可したので、同法

同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

米子市旗ヶ崎土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和四十六年三月九日から昭和四十七年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市旗ヶ崎字野波関、字旗ヶ崎ノ菅、字旗ヶ崎ノ武、字柿ノ木谷、

字柿ノ木谷道下夕、字柿ノ木谷灘及び字野波西灘の各一部

四 土地区画整理事業の名称

米子市旗ヶ崎土地区画整理組合

五 設立認可の年月日

昭和四十六年三月五日

六 終了認可の年月日

昭和五十年九月二日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年九月九日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頼

一 日時 昭和五十年九月十日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部改正に

ついて

(2) その他

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により公告する。

昭和50年9月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和50年10月14日 午前10時から

(2) 場所 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎第三会議室

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験を行う。

なお、(1)及び(2)については、択一式による。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令

(2) 一般常識

(3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
- (3) 行政書士法施行細則第1条第2項の規定に基づき(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 受験願書受付期間

昭和50年9月9日（火）から昭和50年10月2日（木）までとし、郵便による場合は、昭和50年10月2日までに到着したものに限り。

5 受験手続

行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前1年以内に写した上半身名刺型のもの）を添えて、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部地方課に提出すること。

なお、受験願書を提出した者に対しては、受験票を交付する。

6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 行政書士試験手数料 1,000円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。

火災類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により甲種火災類取扱保安責任者試験及び乙種火災類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和50年9月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類及び試験科目

(1) 試験の種類

- ア 甲種火災類取扱保安責任者試験
- イ 乙種火災類取扱保安責任者試験

(2) 試験科目

ア 火災類取締りに関する法令

イ 一般火災学

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日

昭和50年10月19日（日曜日） 午前10時から12時まで

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像のものを願書にはり付けること。

(4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火業保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。

この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和50年9月10日から昭和50年9月25日まで（郵送による場合は、9月25日までの消印があるものは受け付ける。）

6 受験票

受験願書を受け付けた者には受験票を交付する。